

磐梯朝日国立公園

磐梯吾妻・猪苗代地域

管 理 計 画 書

平成16年2月

環境省自然環境局
北関東地区自然保護事務所

はじめに	1
管理計画改訂方針	1
第1 管理計画区の設定方針	2
1 設定方針	2
2 各管理計画区の概要	4
第2 磐梯管理計画区	10
1 管理の基本的方針	10
(1) 保護に関する方針	10
(2) 利用に関する方針	10
2 風致景観の管理に関する事項	12
(1) 許可、届出等取扱方針	12
(2) 公園事業取扱方針	16
3 地域の開発、整備に関する事項	25
(1) 自然公園施設	25
(2) 一般公共施設	25
(3) その他大規模開発	25
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	25
国有財産の管理	25
第3 吾妻管理計画区	26
1 管理の基本的方針	26
(1) 保護に関する方針	26
(2) 利用に関する方針	26
2 風致景観の管理に関する事項	27
(1) 許可、届出等取扱方針	27
(2) 公園事業取扱方針	28
3 地域の開発、整備に関する事項	32
(1) 自然公園施設	32
(2) 一般公共施設	32
(3) その他大規模開発	32
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	32
国有財産の管理	32
第4 猪苗代管理計画区	33
1 管理の基本的方針	33
(1) 保護に関する方針	33
(2) 利用に関する方針	33
2 風致景観の管理に関する事項	34
(1) 許可、届出等取扱方針	34
(2) 公園事業取扱方針	36
3 地域の開発、整備に関する事項	37
(1) 自然公園施設	37
(2) 一般公共施設	37
(3) その他大規模開発	37
第5 利用者の指導等に関する事項	38
第6 地域の美化修景に関する事項	39
第7 その他関連事項	39
追 補	40
資 料	
1 管理計画について	41
2 「磐梯朝日国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」官報告示及び区域図	42
3 磐梯朝日国立公園檜原湖南東岸野営場事業取扱方針	56

はじめに

磐梯吾妻・猪苗代地域は磐梯朝日国立公園の南東部に位置し、磐梯朝日国立公園の総面積（186,404ha）の約36.6%（68,244ha）を占めている。行政区域では山形県米沢市並びに福島県福島市、喜多方市、二本松市、郡山市、会津若松市、猪苗代町、磐梯町、塩川町、北塩原村及び大玉村の2県6市3町2村にわたっている。

この地域は磐梯山と裏磐梯湖沼群、吾妻・安達太良山の火山連峰、猪苗代湖に代表される変化に富む自然景観が見られ、山麓には温泉が湧出し、四季を通じて多様な利用が行われている。

磐梯朝日国立公園は、昭和25年に国立公園として指定され、昭和32年に公園区域及び公園計画の一部変更、昭和53年には全体的な見直し（再検討）が行われ、以後、昭和60年、昭和63年及び平成8年に一部変更（点検）が行われている。

管理計画改訂方針

磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域管理計画は、昭和59年11月に作成され、平成元年には一部変更が行なわれ、今日に至っている。この間、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園をとりまく情勢の変化があった。

今回の改訂は本地域の火山性の山岳・高原・湖沼型の国立公園としての自然の保護と適正な利用という従来の基本方針を踏襲しつつ、諸情勢の変化に対応するため、次の方針により必要な改訂を行うものである。

- 1) 環境基本計画の趣旨に配慮した記述の追加
- 2) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法第5条の「申請に対する審査基準」として位置付けられたことへの対応
- 3) 公園事業関係の個別の取扱要領等、申請の処分の基準としている取扱いの管理計画における位置付けの明確化及び取り込み
- 4) 現行管理計画上、現状にそぐわない部分の改訂及び新規取扱いの追加
- 5) 管理計画作成要領の改正に伴う様式の変更

第1 管理計画区の設定方針

1 設定方針

磐梯朝日国立公園は、磐梯吾妻・猪苗代地域、飯豊地域、出羽三山朝日地域の3地域に区分され、磐梯吾妻・猪苗代地域は、磐梯朝日国立公園の南東部に位置する。景観的には磐梯山と裏磐梯湖沼群、吾妻・安達太良山連峰、猪苗代湖周辺に分けることができる。利用形態も裏磐梯をめぐる自然探勝、磐梯山登山及びスキー利用を主体とする磐梯地区、吾妻・安達太良山の登山、浄土平の自然探勝及び温泉利用を主体とする吾妻地区、湖水のレクリエーション利用を主体とする猪苗代地区とそれぞれ異なっているため、次の3管理計画区に区分し、各管理計画区ごとの風致景観の管理の方針、その他必要な事項について定めるものとする。

(1) 磐梯管理計画区

磐梯山及び裏磐梯湖沼群を中心とする地域

福島県 【喜多方市、猪苗代町、磐梯町、塩川町、北塩原村】

(2) 吾妻管理計画区

吾妻・安達太良山連峰及びその周辺の温泉を含む地域

山形県 【米沢市】

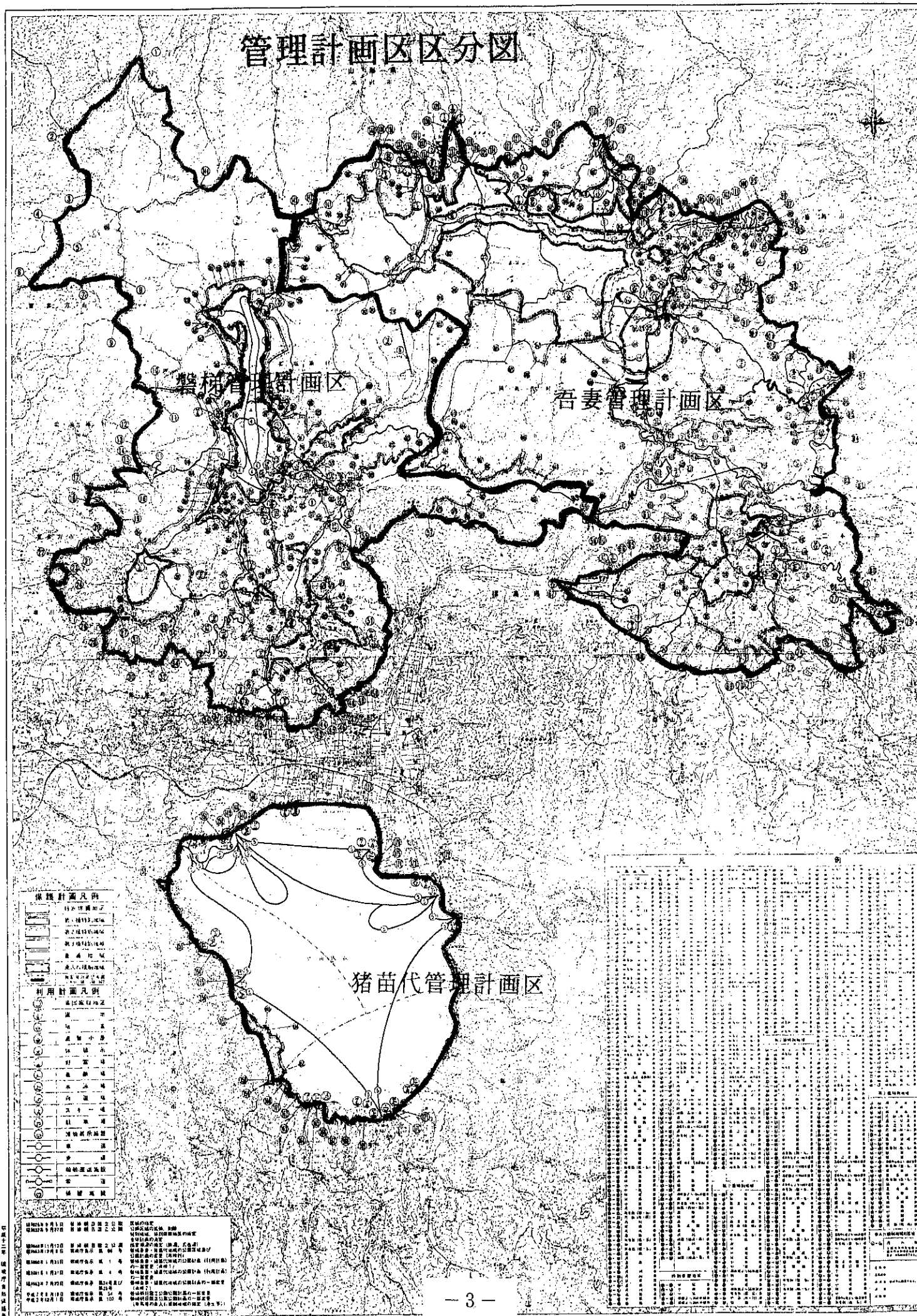
福島県 【福島市、二本松市、郡山市、猪苗代町、北塩原村、大玉村】

(3) 猪苗代管理計画区

猪苗代湖及びその周辺地域を含む地域

福島県 【会津若松市、郡山市、猪苗代町】

管理計画区分図



2 各管理計画区の概要

(1) 磐梯管理計画区の概要

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	福島県喜多方市、耶麻郡猪苗代町、磐梯町、塩川町、北塩原村
面 積	約27,000ha
土地所有	国有地(環境省所管地227.8haを含む)、公有地、民有地
保護計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
利用計画	1. 集団施設地区 裏磐梯集団施設地区 2. 道路 (車道) 福島裏磐梯線、米沢猪苗代線、桧原湖南岸線、喜多方北塩原線、会津若松裏磐梯線、翁島押立線 (歩道) 中津川溪谷線、桧原湖磐梯山線、桧原湖南岸線、押立磐梯山線、猪苗代磐梯山線、川上磐梯山線、早稲沢曾原湖線、中瀬沼弁天沼線、厩岳山線、丸山線、東北自然歩道線 3. 単独施設 (園地) 堂場山、細野、桧原台、雄国沼、八方台、天鏡台、押立、金山、五色沼東、桧原湖南岸、吐出、川上温泉 (宿舎) 早稲沢、細野、長峰、秋元、大府平、中の湯、川上温泉、土湯沢温泉、磐梯山東麓、赤埴山、押立、吐出、五色沼東、桧原湖南岸 (休憩所) 五色沼東、桧原湖南岸、弘法清水 (野営場) 細野、京ヶ森、秋元、磐梯山東麓、桧原湖南東岸、五色沼東、清水平 (スキー場)

	デコ平、大府平山、磐梯山東麓、赤埴山、押立、猫魔ヶ岳、清水平 (駐車場) 吐出、五色沼東、桧原湖南岸、雄子沢川 (博物展示施設) 五色沼東 (運動場) 清水平、川上温泉 4. 運輸施設 (係留施設) 桧原湖 (船舶運送施設) 桧原湖 (索道運送施設) 赤埴山、デコ平線
--	--

イ 自然環境及び風致景観の概要

標 高	600～1,819m (磐梯山)
気 候	日本海型気候、年平均気温 8℃ 積雪 1～2m
地形地質	磐梯山を中心とする火山地形であり、猪苗代湖側においては緩斜面を成し、裏磐梯側は明治21年の大爆発による爆裂火口となっている。また、この爆発による堰止湖である桧原湖及び五色沼をはじめとする火山性湖沼群がある。
植 生	火山活動の影響を受けたためアカマツ及びススキが広く分布し、磐梯山上部には高山ハイデ及び風衝草原が見られる。また、雄国沼には天然記念物「雄国沼湿原植物群落」があり、各地にミズバショウ等の湿原植生が見られる。
動 物	変化に富んだ自然環境を反映し、日本を代表する野鳥の生息地として知られている。また、大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカが広く分布し、さらに中小の哺乳動物等多くの野生動物が生息する地域である。
人 文	桧原湖、小野川湖及び秋元湖は、昭和12年よりその落差を利用して発電用水源として利用されており、その一部は猪苗代地区の農業用水源として利用されている。

(2) 吾妻管理計画区の概要

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	山形県米沢市 福島県福島市、二本松市、郡山市、耶麻郡猪苗代町、北塩原村 安達郡大玉村
面 積	約30,000ha
土地所有	国有地(環境省所管地37haを含む)、公有地、民有地
保護計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、 普通地域
利用計画	1. 集団施設地区 浄土平集団施設地区 2. 道路 (車道) 福島裏磐梯線、福島土湯峠線、高山スキー場線、福島微温湯線、岳 土湯線、岳スキー場線、母成中ノ沢沼尻線、米沢猪苗代線、幕川温 泉線 (歩道) 白布温泉西吾妻線、白布温泉人形石線、萱平藤十郎線、立岩東大巔 線、滑川温泉弥兵衛平線、滑川温泉兵子線、滑川温泉家形山線、信 夫高湯家形山線、五色温泉家形山線、微温湯浄土平線、土湯浄土平 線、谷地平中津溪谷線、西吾妻一切経縦走線、東吾妻山線、吾妻小 富士線、安達太良山縦走線、勢至平線、湯川溪谷線、遠藤ヶ滝線、 母成安達太良線、沼尻船明神山線、中津川溪谷線、早稲沢西大巔線、 浄土平東大巔線、東北自然歩道線、横向箕輪山線 3. 単独施設 (園地) 萱平、弥兵衛平、滑川温泉、人形石、白布峠、梅平、微温湯温泉、 男沼・女沼、土湯、土湯東鴉川、野地温泉、土湯峠、五葉松平下、 母成峠、中ノ沢温泉、中津川入口、白布温泉、信夫高湯、幕川温泉、 鷲倉温泉、岳温泉 (宿舎) 新高湯、萱平、大平温泉、滑川温泉、姥湯温泉、吾妻山荘、微温湯

	温泉、土湯、野地温泉、鷲倉温泉、幕川温泉、塩沢温泉、鉄山下、奥岳、遠藤ヶ滝下、中ノ沢温泉、沼尻、横向温泉、白布温泉、信夫高湯、岳温泉 (避難小屋) 弥兵衛平、西吾妻山、家形山、酸ヶ平、鉄山、谷地平 (野営場) 萱平、奥岳 (スキー場) 天元台、高山東麓、塩沢温泉、奥岳、沼尻、横向温泉、信夫高湯、デコ平 (駐車場) 信夫高湯 (運動場) 土湯、沼尻、横向温泉 4. 運輸施設 (索道運送施設) 天元台、奥岳
--	---

イ 自然環境及び風致景観の概要

標 高	600～2,035m (西吾妻山)
気 候	太平洋型気候、年平均気温10℃ 積雪 平野部1～2m 山岳部4～6m
地形地質	東西にのびる2,000m級の広大な火山連峰である。五色沼、桶沼等の火口湖を有する吾妻連峰と爆裂火口の特異な地形をもつ安達太良山から形成されている。
植 生	山腹には、ミズナラ、ブナ、キタゴヨウ、アオモリトドマツ、コメツガ等の森林が広がる。また、ヤエハクサンシャクナゲを始め、湿原植生及び高山植物が見られる。
動 物	大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカが広く分布し、さらに中小の哺乳動物等多くの野生動物が生息する地域である。
人 文	山麓部には白布、信夫高湯、土湯、中ノ沢、岳等の温泉があり、古くから温泉場として利用されている。

(3) 猪苗代管理計画区の概要

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	福島県会津若松市、郡山市、耶麻郡猪苗代町
面 積	約11,000ha
土地所有	国有地、公有地、民有地
保護計画	第2種特別地域、第3種特別地域
利用計画	1. 集団施設地区 翁島集団施設地区 2. 道路 (車道) 国道49号線 (歩道) 三城潟長浜線、東北自然歩道線 3. 単独施設 (園地) 天神浜、志田浜、上戸浜、舟津浜、中田浜、崎川浜、館浜、青松浜、 三城潟、蟹沢 (宿舎) 志田浜 (野営場) 天神浜、舟津浜 (舟遊場) 天神浜、志田浜、舟津浜、中田浜、崎川浜、青松浜、三城潟、蟹沢 (水泳場) 天神浜、館浜、舟津浜、崎川浜、中田浜、青松浜 4. 運輸施設 (船舶運送施設) 猪苗代湖 (係留施設) 猪苗代湖

イ 自然環境及び風致景観の概要

標 高	514m（猪苗代湖）
気 候	日本海型気候、年平均気温10℃ 積雪 約1m
地形地質	猪苗代湖は、断層湖と言われ、湖岸線49km、面積104.8km ² 、最深94mであり、わが国で4番目の面積をもつ。
植 生	湖岸の植生はアカマツが主で、場所によりコナラ、シナノキ等が混じる。また、天然記念物となっている水生植物のミズスギゴケ群落がある。
動 物	湖水は酸性であるため魚及び水生生物の種類は少なく、コイ、フナ、ウグイ、ウナギ等の放流と漁獲が行われている。冬季にはカモ類及びハクチヨウ類が渡来する。
人 文	猪苗代湖の上戸から取水して安積平野を灌漑する安積疏水がある。明治15年に通水が開始されたもので、水路延長53km、灌漑面積1万haに及ぶ。

第2 磐梯管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

磐梯山、櫛ヶ峰及び赤埴山からなる磐梯火山並びに猫魔ヶ岳、雄国山及び古城ヶ峰からなる猫魔火山等から構成される。

明治21年の磐梯山の大爆発により、裏磐梯地区に大小数百の湖沼群が生じた。

火山活動の影響を受けた特徴ある地形や植物群落が見られ、生息する野鳥も多い。

また、雄国沼にはニッコウキスゲ、リュウキンカ、コバイケイソウ、ヒオウギアヤメ等が見られ、良好に保全されている湿性植物群落がある。

イ 保全対象の保全方針

磐梯山から猫魔ヶ岳にかけての山容景観、裏磐梯湖沼群、「流れ山」の風致景観を維持するものとする。

雄国沼湿性植物群落については、厳正な保護を図るものとする。

裏磐梯地区については、湖沼群及び火山泥流地形の保全に特に配慮するものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区では四季を通じて自然探勝、登山、スキー等で訪れる利用者が多い。特に裏磐梯地区は本地区の利用の中心である。周辺の交通網が整備されたことによる一部利用者の集中が見られるが、適正な利用のコントロール及び分散を図り、優れた自然とのふれあいの推進を図るものとする。また、雄国沼地区はマイカーによる手軽な探勝利用が増加し、自然環境への影響が懸念されることから、マイカー規制等の利用適正化措置を講ずるものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- 計画に当たっては、利用者が国立公園の自然環境から「インスピレーション」を受けられるよう配慮するものとする。
- 快適な利用環境を確保しつつ、施設規模が過大とならないよう留意するものとする。
- 利用拠点においては、施設のデザイン及び色彩に統一性を持たせ、地域の自然景観との調和に配慮するものとする。
- 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動植物の生息及び生育環境にも配慮した整備を行うものとする。
- 汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- 裏磐梯地区は冬季の歩くスキーの利用に適しており、冬季の利用に対応する施設整備に当たっては自然環境の保全と利用者の安全に十分配慮するものとする。

(管理方針)

- 公園事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- 施設の設置者の責任において利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ゴミ等については、処理方法等を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響が及ばないよう適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- 公園利用マナーの向上、特に釣り客についてはゴミ持ち帰りの徹底を図るものとする。
- 登山については、植生保護及び適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。

(利用規制方針)

- 野営施設外での野営を規制するものとする。
- 歩道周辺の植生保護のため、歩道外への歩行を規制するものとする。
- 利用者の安全確保のため、災害や火山活動に留意し、火山性ガスの噴出箇所等の危険箇所への立入りを規制するものとする。
- マイカー利用の過剰な集中により、利用圧が増大し、湿原植生の破壊、土壌

浸食、排気ガス、騒音等野生動植物への影響が懸念される雄国沼地区において、自然環境の保全及び快適な利用環境の確保を図るため、マイカー規制、利用の平準化対策等利用適正化のための措置を講じるものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」の全部改正について（平成15年3月31日付環自国第130号自然環境局長通知）（以下「許可、届出等取扱要領」という。）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則に規定する許可基準、同規則の規定に基づき環境庁長官が定めた「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成12年9月5日環境庁告示第57号）」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号自然保護局長通知）」（以下「細部解釈等」という。）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

また、普通地域内における各種行為については、下記の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとし、ゴルフ場の造成については、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日付け環自保第343号自然保護局長通知）により指導するものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み、自然公園としての風格を備えたものとなるよう留意するものとする。 ②規模 設置目的の範囲で必要最小限の規模とする。 ③位置 壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。また、桧原湖及び小野川湖については湖岸線の風致維持を図るため、壁面は汀線より30m以上離すものとする。 ④デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 ア 切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。 (2) 壁面 木材、石材等の自然材料を用いた重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色であること。 ⑤修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の緑地は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所、建築物の周囲等については、当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。 ⑥その他 (1) 公園事業以外の野営施設については、建築物、テントサイト等を一体的に把握する必要があることから、第2・2・(2)・6 野営場の取扱方針と同様とする。 (2) 敷地境界等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣等、風致に配慮した方法を用いるものとする。 ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合又は安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は④・(2)に準じたものとする。
(2) 車 道	①基本方針

安全性に配慮した上で、地形の改変が最小限となる線形とする。
また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造の採用、附帯歩道の規模を最小限とすること等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。

②法面処理方法

- (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とし、その法面は、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
- (2) 擁壁は、原則として木材、自然石又は自然石を模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。
- (3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。

③残土処理方法

- 残土は原則として公園区域外に搬出し、適切に処理するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けて行われる工事へ流用する場合はこの限りでない。また、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。
- (1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。
 - (2) 土砂が流出或いは崩壊しないような措置が十分に講じられていること。
 - (3) 処理跡地は、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化が行われるものであること。

④修景緑化方法

- (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

⑤附帯施設の取扱い

(1) 交通安全柵等

安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるとともに、次の要件に適合したものとする。

ア 交通安全柵は、原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色は焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。
やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を焦げ茶色に塗色するか、又は全体が亜鉛メッキ仕上げであること。

イ スノーシェッド、ロックシェッド、落石防護柵等の金属部分の色については、焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。

(2) その他の附帯施設

道路附帯の園地、休憩所、公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合等についても、必要最小限の規模に留め、周辺の自然景観に調和したデザインとするものとする。

なお、施設の規模等については、次のとおりとする。

ア 建築物(展望施設等の特殊な形態のものは除く。)

新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。

(ア) 規模

高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。

この場合の高さとは、避雷針、煙突、アンテナを除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。(以下、建築物の規模について同じ。)

(イ) 屋根

- ・形状は切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。
- ・勾配は10分の2以上であること。

	・色彩は黒色又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。 (ウ) 壁面 木材、石材等の自然材料を用いた重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色であること。 イ 駐車場 風致上支障が少ない範囲内において、利用台数に応じて必要最小限の規模を確保するものとする。
(3) 電柱・鉄塔 アンテナ	①基本方針 極力主要利用道路より離れた位置又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、主要展望方向の反対側に設置するものとする。 なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致の保護を特に図るべき地域においては、電線等は地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設とするよう努めるものとする。 ②規模、構造、色彩等 高さ、本数とも必要最小限とする。 なお、電柱として木柱以外を使用する場合は、焦げ茶色（マンセル値 9YR2.7/1.8を標準とする。）又は灰色とする。樹林内に設置するものについては、焦げ茶色とする。 また、鉄塔及びアンテナは、焦げ茶色又は灰色とする。 ③その他 (1) 電力柱と電話柱が並行する場合の電線は、共架とする。 (2) 広告及び看板類は、掲出ししないものとする。
(4) 自動販売機	①基本方針 自動販売機は、建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しないものとする。 ②設置場所、色彩等 次の要件に適合したものとする。 (1) 設置場所は軒下に、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置すること。 また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等修景を行うこと。 (2) 自動販売機の色彩は、建築物と調和のとれたものとする。 (3) 空き缶等の回収が適正に行われること。
2 木竹の伐採	基本方針 (1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日付け国発第643号国立公園部長通知）及び「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和48年8月15日付け環自企第516号自然保護局長通知）を基本とし、地域の風致に配慮するものとする。 (2) 野生動植物の生息・生育環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の維持に特に配慮するものとする。
3 広告物等の 掲出、設置 及び表示	①基本方針 (1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しないものとする。 (2) スポンサー名付きの店名表示は、行わないものとする。 (3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。 (4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。 (5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。

	(6) 基本的デザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするものとする。 ②設置場所 (1) 主要展望方向を避け、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。 (2) 建築物の壁面に掲出する場合は、極力建築物下部に設置するものとする。 ③規模、材料、色彩、照明等 規模を極力抑え、かつ、次の要件に適合したものとする。 (1) 材料は、極力、木材、石材等の自然材料とすること。 (2) 色彩は、原則として焦げ茶色(焼版仕上げも可。)とし(木材、石材等の自然材料の場合はこの限りでない。)、文字は、白色又は黒色とすること。 (3) 照明を用いる場合にあっては、白色系とし、動光又は点滅を伴わないスポットライト等を使用した外部からの照明とすること。 ④その他 設置された標識類が汚損した場合は、設置者は速やかに撤去、補修等の維持管理に努めるものとする。
4 植物の採取又は損傷及び動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷	①基本方針 自然の重要な構成要素である植物及び動物の適切な保護及び管理が行われるよう、植物の採取又は損傷及び動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷については、私的及び趣味的な採取、捕獲等を規制するものとする。 ②行為の目的、行為者の資格等 行為の目的、行為者の資格、採取及び捕獲の対象並びに方法については、次の要件に適合したものとする。 なお、特別保護地区において、帰化植物を除去する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りでない。 (1) 行為の目的について ア 学問又は研究上の目的で行われるもので、調査又は研究の成果が学会等に公表されることになっているもの。 イ 採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。 ウ 過去の調査、研究、文献、資料等によっては知り得ない事実を明らかにするもの。 (2) 行為者の資格について ア 研究等の目的の場合は原則として、大学若しくは公的研究機関(以下、「研究機関等」という。)に所属する者又は公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。 (ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者 (イ) 申請に係る分野に関する研究機関等から特に推薦を受けた者 イ これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。 (3) 採取及び捕獲の対象及び方法について ア 採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。 イ 行為目的を達成するために適当と認められる方法であり、かつ、必要最小限のものであること。 ウ 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。
5 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。特に、ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知)によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」の全部改正について（平成15年3月31日付環自国第131号自然環境局長通知）（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路 (車道)	共通事項	①基本方針 (1) 風致景観及び自然環境の保全に十分に配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形の改変を生じないように配慮するものとする。 (2) 快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通の安全に配慮した整備をするものとする。 (3) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限にするとともに、修景を行う等必要な措置をとるものとする。 ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。 (4) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮するものとする。 (5) 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障が少ない範囲内において歩道の併設を検討するものとする。 ②法面処理方法 第2・2・(1)・1・(2) 車道②と同様とする。(P 13) ③残土処理方法 第2・2・(1)・1・(2) 車道③と同様とする。(P 13) ④修景緑化方法 第2・2・(1)・1・(2) 車道④と同様とする。(P 13) ⑤附帯施設の取扱い (1) 交通安全柵等 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(1)と同様とする。(P 13) (2) その他の附帯施設 道路附帯園地等附帯施設については、必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2)と同様とし(P 13)、標識類については、全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、適切に設置するものとする。
2 道 路 (歩道)	共通事項	①基本方針 (1) 山岳登山ルートにあつては、自然環境及び風致景観の保護を最優先とし、特に高山植物等の保護を図るものとする。また、利用者の安全に配慮した整備をするものとする。 それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、土地の改変を最小限にする配慮をした上で、興味地点を効果的につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習できるルートを選定するとともに、利用者の安全に配慮した整備をするものとする。 (2) 雨水等による浸食及び利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵、排水溝等の設置等必要な措置をとるものとする。 (3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方

		策を検討するものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 ア 建築物 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2) アと同様とする。(P 13) イ 標識類 関係機関等と協議の上、同一地域内でのデザインの統一を極力図るとともに、風雪等による劣化を考慮した適切な材料を用いるものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするものとする。 ③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所の点検、補修、草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 なお、展望のすぐれた箇所では、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、管理行為として通景線の確保を図るものとする。 (2) クズカゴ、吸殻入れ等は、適切な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て禁止、ゴミ持ち帰りを推進するものとする。 (3) 標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理及び更新を行うものとする。
3 園地	共通事項	①基本方針 各地区の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。 なお、現地地形を生かし、自然環境に十分配慮した整備を行うものとし、植生が荒廃している個所については必要に応じて植生復元を行うものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 ア 建築物 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2) アと同様とする。(P 13) イ 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするものとする。 ウ 駐車場 風致上支障が少ない範囲内において、園地の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 ③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所及び自然環境の保全上必要な場所には、防護柵、注

		意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) クズカゴ、吸殻入れ等は、適切な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て禁止及びゴミの持ち帰りを推進するとともに、園地内の草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 (4) 展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、管理行為として通景線の確保を図るものとする。
4. 宿 舎	共通事項	①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、既存宿舎の増改築を主とする。 (2) 同一地区に複数の施設がある場合は、関係行政機関及び地元住民と調整のうえ、建築物、看板等の基本的デザインの統一を図るものとする。 ②規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線から、5 m以上離すものとする。 (2) 建築物の高さは下記の地区毎の要件によるものとする。 なお、樹林で囲まれている等風致上の支障の少ない場所で、屋根勾配を確保するために必要な場合には、地区毎に決められた高さの1割までの増加を認める。 さらに、周辺の樹林が地区毎に定められた建築物の高さを超える場合であって、緑地率が50%以上確保されるものについては、樹林の高さまで認める。 (3) 建ぺい率は50%以下とする。ただし、国有林貸付地等であって、この要件を適用させることが不合理な場合はこの限りでない。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。 (1) 屋根 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(1)と同様とする。(P 12) (2) 壁面 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(2)と同様とする。(P 12) ④附帯施設の取扱い (1) 駐車場は、風致上支障が少ない範囲内において、宿泊施設の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 (2) 敷地境界線等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。 (3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとし、スポンサー名付きの店名表示は行わないものとする。 ア 設置場所 第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示②と同様とする。(P 15) イ 材料、色彩、照明等 第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示③(1)～(3)に適合するとともに(P 15)、かつ、次の要件に適合したものとする。 ・蛍光塗料のパーミリオン(朱色)等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないこと。 (4) テニスコートを設置する場合や改良を行う場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)によるほか、土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限に止め、自然環境に十分配慮し整備するものとする。

		(5)擁壁 第2・2・(1)・1・(2)車道②(2)と同様とする。 (P 13) (6)汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 ⑤修景緑化方法 自然植生は極力残すものとし、敷地内(特に建築物の正面及び道路との間)には、修景のための植栽を行うものとする。 ⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。 ⑦その他 敷地の造成については、極力現地形を生かし、切土及び盛土を少なくするよう配慮するものとする。
	裏磐梯、吐出、五色沼東、檜原湖南岸	規模 建築物の高さは15m以下とし、15mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。
	赤埴山	規模 建築物の高さは20m以下とし、20mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。
	早稲沢、細野、長峰、秋元、大府平、中の湯、川上温泉、土湯沢温泉、磐梯山東麓、押立	規模 建築物の最高部の高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。
5 休憩所	共通事項	①基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。弘法清水地区においてトイレを設置する際には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 ②規模 設置目的の範囲で必要最小限の規模とする。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 (1)屋根 第2・2・(1)・1・(1)建築物④(1)と同様とする。(P 12) (2)壁面 第2・2・(1)・1・(1)建築物④(2)と同様とする。(P 12) ④管理運営方法 管理運営体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て禁止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、周辺の清潔の維持に努めるものとする。
6 野営場	共通事項	①基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが促進されるよう配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い

		附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 ア 建築物 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2) アと同様とする。(P 13) イ 園路 安全で快適な利用を確保するための舗装、歩車道の分離及び進行方向の明示を行うものとする。 ウ 駐車場 風致上支障が少ない範囲内において、宿泊施設の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 エ 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするものとする。 ③修景緑化方法 (1) 適度な緑陰を確保するため、野営場周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。 (2) テントサイトは、快適な空間を確保するため、適度な除間伐を行い、密な樹木の植栽等は避けるものとする。 ④管理運営方法 野営場ごとに野営場の区域及び管理運営体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。 (1) 危険木を除去する等、利用者の安全対策について適切な対策を講ずるものとする。 (2) ゴミの持ち帰り等の利用者指導を実施するものとする。 (3) 野営場内(特にテントサイト)の表土の流出を防ぐため土留、排水に係る適切な施設等を整備するものとする。 ⑤その他 野営場内での風紀の維持及び清潔の保持に努めるとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について適切な方法で利用者指導を行うものとする。 ア 静穏の保持 イ 適正なゴミ処理 ウ 洗剤使用の制限(雑排水の処理施設が設けられている場合を除く。) エ 表土及び植生の保全
7 運動場	共通事項	①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限に留め自然環境に十分配慮して整備をするものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 ア 建築物 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2) アと同様とする。(P 13) イ 園路 第2・2・(2)・6 野営場②イと同様とする。(P 20)

		ウ 駐車場 風致上支障が少ない範囲内において、運動場の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 エ 標識類 運動場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知）を参考にするものとする。 オ ナイター施設 ナイター施設を設ける場合には、野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。 また、支柱の高さは極力抑えるとともに、その色彩は焦げ茶色とする。 ③管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。 ④その他 テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知）によるものとする。
8 スキー場	共通事項	①基本方針 (1)「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知）によるものとする。 (2)自然環境の保全及び利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。 ②スキー場事業区域 事業区域は事業決定区域による。 ③スキー場事業の施設の取扱い 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものとする。 (1)滑降コース及びゲレンデ 規模は、安全性を確保する上で必要最小限のものとし、次の要件に適合したものとする。また、冬の自然にふれあうための歩くスキーのコースの確保に配慮するものとする。 ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。 増設に当たっては、既存部の最高部を超えないこと。 イ 規模及び幅員 コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置すること。 ウ 滑降コース、ゲレンデの間隔 滑降コース、ゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つこと。 エ 造成方法 自然地形を生かしたものとし、地形を改変するスノーボード用ハーフパイプ等の造成はしないこと。 オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の適切な措置を講じた上、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うこと。 利用率の悪いコースについては、閉鎖及び植生復元を含め検討すること。 (2)スキーリフト等 次の要件に適合したものとする。 ア 位置 災害の危険性がなく、かつ、大規模な自然環境の改変が生

じない位置に設置すること。

イ 色彩

支柱は焦げ茶色(マンセル値:9YR2.7/1.8)とし、機械の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩を用いること。

(3) 建築物(スキーリフト附帯管理施設は除く)

休憩所、食堂、管理事務所、避難小屋等の建築物は、次の要件に適合したものとする。

ア 規模 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤(2) ア(ア)と同様とする。(P 13)

イ 屋根

(ア) 形状は切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。

(イ) 勾配は10分の2以上であること。

(ウ) 色彩は黒又は焦げ茶色であること。

ウ 壁面 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(2)と同様とする。(P 12)

(4) 標識類

スキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものとする。

ア 木材を使用し、色彩は焦げ茶色であること。(ただし、利用者の安全確保のために設けられるものについてはこの限りでない。)

イ 標識には商品名は掲出ししないこと。

ウ 汚損した場合は撤去又は補修すること。

(5) ナイター施設 第2・2・(2)・7 運動場②オと同様とする。(P 21)

(6) その他の施設

道路及び駐車場を設ける場合には、風致上支障が少ない範囲内において、スキー場の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。

(7) 汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。

④管理運営方法

事業者は、利用者の安全を十分に確保するための管理運営体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。

(1) スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制を強化し、利用者の安全を確保すること。

(2) スキー場内の清掃を適切に行うこと。

(3) スキー場外への迷い込みを防ぐ措置を講じること。

⑤その他

(1) 事業者は、スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものとする。

ア 高山植物保護等自然環境の保全

イ ゴミの投げ捨て禁止

ウ その他、利用の適正化

(2) 融雪防止剤及びこれに類するものは、散布しないものとする。

(3) 他の利用者や野生動物への影響が考えられるため、拡声器の使用はスキーヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めるものとする。

(4) スキーシーズン外の施設の使用に当たっては、自然環境の保全、適正な公園利用に十分配慮するものとする。

赤埴山

スキー場事業の施設の取扱い

滑降コース、ゲレンデ

○ 位置

国道115号線及び猪苗代湖からの眺望に十分配慮するものとする。

猫魔ヶ岳	スキー場事業の施設の取扱い (1) 滑降コース、ゲレンデ ○ 位置 公園計画歩道から水平直線距離で200m以上離すものとする。 猫魔ヶ岳山頂、ゴールドライン及び桧原湖からの眺望に十分配慮するとともに、雄国沼から望見されないよう十分配慮するものとする。 (2) その他の施設 スキー場敷地内及び付近に宿舍は設けないものとする。
デコ平	スキー場事業の施設の取扱い 滑降コース、ゲレンデ ○ 位置 五色沼探勝路沿いの弁天沼及びビジターセンター前、磐梯吾妻レークライン沿線、磐梯山からの眺望に十分配慮するものとする。
清水平	スキー場事業の施設の取扱い (1) 滑降コース、ゲレンデ ア 位置 (ア) 会津若松裏磐梯線道路（磐梯ゴールドライン）からの眺望に十分配慮し、望見される場所には修景植栽をするものとする。 (イ) 東北自然歩道線道路（歩道）の八方台及び猫魔ヶ岳の区間から望見されないよう十分配慮するものとする。 (ウ) 磐梯山及び猫魔ヶ岳からの眺望に十分配慮するものとする。 イ 修景緑化方法 滑降コース内については、利用上支障ない範囲で大径木（直径30cm以上）を残存するものとする。 (2) 建築物 ○ 壁面 ゴンドラリフト山頂駅舎及びその付近の休憩所の外壁は焦げ茶系色とする。
押立	スキー場事業の施設の取扱い 滑降コース、ゲレンデ ○ 位置 (ア) 磐梯山の山容景観の保護に十分配慮するものとする。 (イ) 施設は標高1,200m以下に整備し、施設の配置に当たっては、主要利用拠点から見て磐梯山の稜線を分断しないよう十分配慮するものとする。
9 駐車場	共通事項 ①基本方針 土地の形状変更は必要最小限に留め、風致上支障が少ない範囲内において、利用台数に応じて必要最小限の規模を確保することとし、自然環境の保全に十分配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 (1) 建築物 第2・2・(1)・1・(2) 車道⑤ (2) アと同様とする。 (P 13) (2) 園路 第2・2・(2)・6 野営場②イと同様とする。

		(3) 標識類 駐車場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするものとする。 ③管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。
10 索道 運送施設	共通事項	基本方針 スキー利用を主とし、スキーシーズン以外の施設の使用の検討に当たっては自然環境の保全、適正な公園利用に十分配慮するものとする。
11 船舶 運送施設	桧原湖	基本方針 安全性を確保するため等、必要最小限の改良を行うものとする。
12 係留施設	桧原湖	基本方針 安全性を確保するため等、必要最小限の改良を行うものとする。
13 博物館 展示施設	五色沼東	①基本方針 裏磐梯地域及び五色沼地区の案内、解説並びに自然とのふれあいのための基地として整備を図るものとする。特に五色沼自然探勝路との一体的な利用に十分配慮するものとする。 ②規模等 周辺の自然景観に配慮したデザインとし、かつ、規模が過大とならないよう留意するものとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

「磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日環境庁告示第46号）による整備方針、前記2風致景観の管理に関する事項（2）公園事業取扱方針及び「磐梯朝日国立公園裏磐梯地域総合整備基本計画」（平成11年2月1日付け環自国第42号自然保護局長通知）によるほか、以下の方針によるものとする。

- 裏磐梯集団施設地区については、本公園の利用拠点として整備されてきたが、今後は施設の再整備及び各施設間の連携をさらに進め、より魅力のある快適な地区として施設の充実を図るものとする。
- 五色沼周辺については、ビジターセンター及び歩道を、自然とのふれあいの拠点施設として一体的に整備を図るものとする。
- 休暇村周辺については、宿泊及び自然探勝の基地として計画的に整備を図るものとする。
- 雄国沼及び磐梯山周辺については、既存施設の再整備及び裸地化している箇所の植生復元を図るものとする。
- 標識の整備に当たっては、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知）に準じて統一的な整備を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との適切かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、毎年度末までに県の自然公園担当部局を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が懸念される大規模な施設の整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生生物等の保全に対して支障がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

国有財産の管理

ア 五色沼東地区には、昭和31年11月2日に個人から寄付を受けた環境省所管地1.1ha及び平成14年1月11日に個人から買上げた環境省所管地1.3haがあり、環境省が駐車場、トイレ、園地、博物展示施設等の公共施設を整備している。これらの施設の管理には、地元北塩原村の協力を得ているところである。今後とも北塩原村及び関係団体の協力を得ながら、より適切な管理を行うものとする。

イ 裏磐梯地区（五色沼周辺部とその南側）には、特定民有地買上事業による買上地で平成元年2月1日に福島県から所有権が移転した環境省所管地182.1haがある。この土地は自然保護用地として買上げたものである。火山噴火後の遷移過程が面的に見られる貴重な地区であることから、特別保護地区として引き続き厳正な保護を図るとともに、今後、自然環境の定期的な調査を行い、その活用方法を検討するものとする。

ウ 裏磐梯集団施設地区には、県有地を環境省が借用している土地96haがある。環境省の直轄施設として野営場、園地等を整備しているが、より魅力のある快適な公園利用施設となるよう、施設の充実及び適切な管理を図るものとする。

エ 細野地区には、平成14年5月15日に財務省から所管換を受けた環境省所管地43.3haがあり、環境省及び福島県が園地を整備している。森林、湿地、野鳥、その他動植物の観察に適した所であることから、福島県と連携を図りつつ、自然学習のための園地として、適切な施設整備及び管理を行う。

第3 吾妻管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

吾妻連峰の西吾妻火山群、東吾妻火山群、安達太良火山群等から構成される。五色沼、桶沼等の火口湖を有する吾妻連峰、爆裂火口の特異な地形を持つ安達太良山の火山地形、山腹を覆うアオモリトドマツ、コメツガ等を主とする亜高山性森林、稜線部の高層湿原等の風致景観が優れている。

イ 保全対象の保全方針

- 吾妻連峰から安達太良連峰にかけての特異な火山地形の風致景観を維持するものとする。
- 吾妻地区のヤエハクサンシャクナゲ、ガンコウラン、イソツツジ等の高山植物及び稜線部の湿性植物群落については厳正な保護を図るものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の中央部、浄土平は福島裏磐梯線道路(磐梯吾妻スカイライン)が走り、自然探勝、登山等の利用拠点となっている。

吾妻連峰、安達太良連峰の周辺部には、白布、信夫高湯、土湯、岳等の温泉地がある。周辺の自然環境にふさわしい保養及び登山の拠点として利用推進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- 計画に当たっては、利用者が国立公園の自然環境から「インスピレーション」を受けられるよう配慮するものとする。
- 快適な利用環境を確保しつつ、施設規模が過大とならないよう留意するものとする。
- 利用拠点においては、施設のデザイン及び色彩に統一性を持たせ、地域の自然景観との調和に配慮するものとする。
- 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動植物の生息及び生育環境にも配慮した整備を行うものとする。
- 汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- 各温泉地については、地区の特性を生かし、周辺の自然景観と調和した集落景観の形成を図るものとする。

(管理方針)

- 公園事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- 施設の設置者の責任において利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ゴミ等については、処理方法等を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響が及ばないよう適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- 公園利用マナーの向上、特に釣り客についてはゴミ持ち帰りの徹底を図るものとする。
- 登山については、植生保護及び適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。

(利用規制方針)

- 野営施設外での野営を規制するものとする。
- 歩道周辺の植生保護のため、歩道外への歩行を規制するものとする。
- 利用者の安全確保のため、災害や火山活動に留意し、火山性ガスの噴出箇所等の危険箇所への立入りを規制するものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「許可、届出等取扱要領」第5に規定するとおり、自然公園法施行規則に規定する許可基準、同規則の規定に基づき環境庁長官が定めた「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月5日付け環境庁告示第57号）及び「細部解釈等」において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

また、普通地域内における各種行為については、下記の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとし、ゴルフ場の造成については、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日付け環自保第343号自然保護局長通知）により指導するものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	第2・2・(1)・1・(1) 建築物と同様とする。 (P 12)
(2) 車 道	第2・2・(1)・1・(2) 車道と同様とする。 (P 12)
(3)電柱・鉄塔 アンテナ	第2・2・(1)・1・(3) 電柱・鉄塔アンテナと同様とする。 (P 14)
(4)自動販売機	第2・2・(1)・1・(4) 自動販売機と同様とする。 (P 14)
2 木竹の伐採	第2・2・(1)・2 木竹の伐採と同様とする。 (P 14)
3 広告物等の 掲出、設置 及び表示	第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示と同様とする。 ただし、土湯温泉、岳温泉、中ノ沢温泉及び沼尻温泉の各集落地区内については、適用しない。 (P 14)
4 植物の採取又は 損傷及び動物の 捕獲若しくは 殺傷又は動物の 卵の採取若しくは 損傷	第2・2・(1)・4 植物の採取又は損傷及び動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷と同様とする。 (P 15)
5 車馬若しくは 動力船の使用 又は航空機の 着陸	第2・2・(1)・5 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸と同様とする。 (P 15)

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「事業取扱要領」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路 (車道)	共通事項	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。 (P 16)
2 道 路 (歩道)	共通事項	第2・2・(2)・2 道路(歩道)と同様とする。 (P 16)
3 園 地	共通事項	第2・2・(2)・3 園地と同様とする。 (P 17)
4 宿 舎	共通事項	①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、既存宿舎の増改築を主とする。規模等がすでに本取扱の基準を超えている施設については、従前の規模までとする。 (2) 同一地区に複数の施設がある場合は、関係行政機関及び地元住民と調整のうえ、建築物、看板等の基本的デザインの統一を図るものとする。 ②規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線から原則として5m以上離すものとする。ただし、土湯及び中ノ沢地区については適用しない。 (2) 建築物の高さは下記の地区毎の要件によるものとする。 なお、樹林で囲まれている等風致上の支障の少ない場所で、屋根勾配を確保するために必要な場合には、地区毎に決められた高さの1割までの増加を認める。 さらに、周辺の樹林が地区毎に定められた建築物の高さを超える場合であって、緑地率が50%以上確保されるものについては、樹林の高さまで認める。 (3) 建ぺい率は50%以下とする。ただし、国有林貸付地等であって、この要件を適用させることが不合理な場合はこの限りでない。 なお、土湯、中ノ沢温泉及び信夫高湯地区については、建ぺい率は特に定めない。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。 (1) 屋根 ア 形状は切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。ただし、片流化粧屋根については適用しない。 ウ 色彩は黒色又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。 (2) 壁面 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(2)と同様とする。 (P 12) ④附帯施設の取扱い 第2・2・(2)・4 宿舎④と同様とする。 (P 18) ⑤修景緑化方法 第2・2・(2)・4 宿舎⑤と同様とする。 (P 19) ⑥管理運営方法 第2・2・(2)・4 宿舎⑥と同様とする。 (P 19) ⑦その他 第2・2・(2)・4 宿舎⑦と同様とする。 (P 19)

土湯	①規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線からの距離は、特に定めない。 (2) 建築物の高さは30m以下とし、30mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 (3) 建ぺい率は特に定めない。 ②屋根の形状 屋根は片流化粧屋根を認める。
中ノ沢温泉	①規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線からの距離は、特に定めない。 (2) 建築物の高さは20m以下とし、20mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 (3) 建ぺい率は特に定めない。 ②屋根の形状 屋根は片流化粧屋根を認める。
信夫高湯	①規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物の高さは20m以下とし、20mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 (2) 建ぺい率は特に定めない。 ②屋根の形状 屋根は片流化粧屋根を認める。
白布温泉	規模 建築物の高さは17m以下とし、17mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。
岳温泉	①規模 次の要件に適合したものとする。 (1) 壁面は道路及び敷地境界線から5m以上離すこと。 ただし、敷地の関係等やむを得ない場合は2m以上離すこと。 (2) 建築物の高さは、道路に面した部分は13m以下とし、道路から15m以上離れている場合は、21m以下であること。これらの高さを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 (3) 建ぺい率が既に50%を超えている場合は、増改築時に減らすよう配慮すること。 ②屋根の形状 屋根は片流化粧屋根を認める。
新高湯、萱平、大平温泉、滑川温泉、姥湯温泉、吾妻山荘、微温湯温泉、野地温泉、鷲倉温泉、幕川温泉、塩沢温泉、鉄山下、奥岳、遠藤ヶ滝下、沼尻、横	規模 建築物の高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。

	向温泉	
5 避難小屋	共通事項	①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮して整備するものとする。また、トイレを設置する際には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 ②規模 設置目的の範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件に配慮して可能な限り低くするものとする。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 ア 形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒色又は焦げ茶色であること。 (2) 壁面 第2・2・(2)・1・(1) 建築物④(2)と同様とする。(P 12) ④管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て禁止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。
6 野営場	共通事項	第2・2・(2)・6 野営場と同様とする。(P 19)
7 運動場	共通事項	第2・2・(2)・7 運動場と同様とする。(P 20)
8 スキー場	共通事項	第2・2・(2)・8 スキー場・共通事項と同様とする。(P 21)
	横向	スキー場事業の施設の取扱い 滑降コース、ゲレンデ ○ 位置 (ア) 標高1,500m以上は風衝地となっており、施設を整備しないものとする。 (イ) 磐梯吾妻スカイライン及び国道115号線からの眺望に十分配慮するものとする。
	奥岳	スキー場事業の施設の取扱い (1) 滑降コース、ゲレンデ ○ 位置 五葉松平及び薬師岳の東稜付近(地形変換線付近)は、連絡コースを除き、スキーコースの整備はしないものとする。 (2) 建築物 ○ 壁面 ゴンドラ山頂駅舎及びその付近の休憩所の外壁は焦げ茶系色とすること。
9 駐車場	共通事項	第2・2・(2)・9 駐車場と同様とする。(P 23)
10 索道 運送施設	共通事項	第2・2・(2)・10 索道運送施設と同様とする。(P 24)
11 博物 展示施設	浄土平	①基本方針 浄土平地区周辺の案内、解説並びに自然とのふれあいのための基地として整備を図るものとする。特に吾妻小富士、一切経山、桶沼・鎌沼自然探勝路等との一体的な利用に十分配慮するものとする。 ②規模等 周辺の自然景観に配慮したデザインとし、かつ、規模が過大とならないよう留意するものとする。また、汚水処理等に当たって

	は、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
--	---

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

「磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日環境庁告示第46号）による整備方針及び前記2風致景観の管理に関する事項（2）公園事業取扱方針によるほか、以下の方針によるものとする。

- 浄土平地区については、高標高地の利用拠点として整備されてきたが、今後は、より充実した自然とのふれあいの拠点をめざし、施設の改良及び再整備を図るものとする。その際、登山利用にも十分留意するものとする。
- 吾妻・安達太良山連峰については、風致景観及び自然環境の保全を図るとともに、より快適で安全な登山利用のために既存歩道及び標識類の統一的な整備を図り、登山道周辺の裸地化している箇所は、引き続き植生の復元を図るものとする。
- 標識の整備に当たっては、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知）に準じて統一的な整備を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との適切かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、毎年度末までに、県の自然公園担当部局を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が予想される大規模な施設の整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生生物等の保全に対して支障がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

国有財産の管理

浄土平地区には昭和39年3月28日及び昭和40年3月31日に林野庁より所管換を受けた環境省所管地37.3haがあり、直轄施設として駐車場、ビジターセンター、園地等の公共施設を整備している。管理は（財）自然公園財団が行っているが、今後、より魅力ある快適な公園利用施設となるよう、施設の充実及び適切な管理を図るものとする。

第4 猪苗代管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

磐梯山の南側に位置し、地溝性の盆地の中に形成された猪苗代湖は、我が国第4番目の大きさで、最大深度94mである。湖水は酸性であるため魚や水生生物は少ないが、水生植物ミズスギゴケ群落は天然記念物となっている。湖岸の植生はアカマツが主で、場所によりコナラ及びシナノキが混じる。冬季にはカモ類及びハクチョウ類の渡来がある。

イ 保全対象の保全方針

猪苗代湖の湖岸線及び湖畔林一帯の風致の保護を図るものとする。

また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減させるものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区のすぐ北側を磐越自動車道路及び国道49号線が走り、ボート遊び、湖水浴、キャンプ等で訪れる利用者が多い。

適正なレクリエーション利用の促進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- 計画に当たっては、利用者が国立公園の自然環境から「インスピレーション」を受けられるよう配慮するものとする。
- 快適な利用環境を確保しつつ、施設規模が過大とならないよう留意するものとする。
- 利用拠点においては、施設のデザイン及び色彩に統一性を持たせ、地域の自然景観との調和に配慮するものとする。
- 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動植物の生息及び生育環境にも配慮した整備を行うものとする。
- 汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。

(管理方針)

- 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- 施設の設置者の責任において、利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ゴミ等の汚物については、処理方法等を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響が及ばないよう適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- 湖水浴については、事故防止の観点から指導の徹底を図るものとする。

(利用規制方針)

- 野営施設外での野営を規制するものとする。
- モーターボート、水上バイク等の湖水浴区域内への立入規制の徹底を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「許可、届出等取扱要領」第5に規定するとおり、自然公園法施行規則に規定する許可基準及び「細部解釈等」において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	①基本方針 (1) 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み、自然公園としての風格を備えたものとなるよう留意するものとする。 (2) 湖水浴用仮工作物の設置期間は、湖岸線の風致の維持を図るため、夏の最盛期中（7～8月）に限るものとし、終了後は速やかに撤去するものとする。 ②規模 設置目的の範囲で必要最小限の規模とする。 ③位置 壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。 ④デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(1)と同様とする。(P 12) (2) 壁面 第2・2・(1)・1・(1) 建築物④(2)と同様とする。(P 12) ⑤修景緑化方法 第2・2・(1)・1・(1) 建築物⑤同様とする。(P 12) ⑥その他 第2・2・(1)・1・(1) 建築物⑥同様とする。(P 12)
(2) 棧 橋	①基本方針 公園計画に基づく公園事業として執行するよう指導する。また、既存の棧橋については、整理統合を行うよう指導するものとする。 ②位置 (1) 湖水浴場として届出された区域から離れていること。 (2) 事業者が常時管理できる場所であること。 (3) 鳥類の生息に影響を及ぼさない場所であること。 ③材料等 木材を使用するものとする。 ④その他 料金表、看板は1棧橋に1基とする。
(3) 車 道	第2・2・(1)・1・(2) 車道と同様とする。(P 12)
(4)電柱・鉄塔 アンテナ	第2・2・(1)・1・(3) 電柱・鉄塔アンテナと同様とする。(P 14)
(5)自動販売機	第2・2・(1)・1・(4) 自動販売機と同様とする。(P 14)
2 木竹の伐採	第2・2・(1)・2 木竹の伐採と同様とする。(P 14)
3 広告物等の 掲出、設置 及び表示	①基本方針 第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示①と同様とする。(P 14) ②設置場所 第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示②と同様とする。(P 15) ③その他 第2・2・(1)・3 広告物等の掲出、設置及び表示④と同様とする。(P 15)
4 植物の採取又	第2・2・(1)・4 植物の採取又は損傷及び動物の捕獲若しくは殺

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「事業取扱要領」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	共通事項	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。(P 16)
2 道路 (歩道)	共通事項	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。(P 16)
3 園地	共通事項	第2・2・(2)・3 園地と同様とする。(P 17)
4 宿舍	共通事項	第2・2・(2)・4 宿舍と同様とする。なお、規模は裏磐梯地区と同様とする。(P 18)
5 野営場	共通事項	第2・2・(2)・6 野営場と同様とする。(P 19)
6 水泳場	共通事項	①基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 ②附帯施設の取扱い 第2・2・(2)・3 園地②と同様とする。(P 17) ③管理方法 管理体制を明確にし、利用者の安全確保を図りながら、公園利用施設として適正に管理するものとする。
7 舟遊場	共通事項	① 基本方針 (1) マリーナの整備に当たっては、散在するボート、ヨット等を整理する等、湖水利用の適正化を図るものとする。 (2) 水鳥の生息環境に悪影響を与えないものとする。 (3) 湖水浴利用に支障を及ぼさないものとする。 ②附帯施設の取扱い ボートヤード、駐車場等面的広がりのある施設は、林地及び湿地には設けないものとするほか、第2・2・(2)・3 園地②と同様とする。(P 17) ③管理方法 管理体制を明確にし、利用者の安全確保を図りながら、公園利用施設として適正に管理するものとする。
8 船 舶 運送施設	共通事項	第2・2・(2)・11 船舶運送施設と同様とする。(P 24)
9 係留施設	共通事項	既存棧橋の整理統合を図るほか、第2・2・(2)・12 係留施設と同様とする。(P 24)

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

「磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日環境庁告示第46号）による整備方針及び前記2風致景観の管理に関する事項（2）公園事業取扱方針によるほか、以下の方針によるものとする。

- 猪苗代地区は湖水浴、キャンプ、ボート遊び、自然探勝等で利用されており、今後はより魅力のある快適な利用ができるよう施設の充実及び改善を図るものとする。
- 標識の整備に当たっては、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知）に準じて統一的な整備を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との適切かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、毎年度末までに県の自然公園担当部局を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が予想される大規模な施設の整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生生物等の保全に対して支障がないよう十分配慮するものとする。

第5 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説

国立公園は、傑出した自然の風景地のみならず、学術的にも貴重な自然を豊富に含む地域である。その利用は、単なる物見遊山ではなく自然に親しみ、自然から学び、そして強い「インスピレーション」を得られることが望ましく、このような適正な利用を念頭において、利用者を指導する必要がある。

- (1) 環境省、県、市町村等が一体となって自然に親しむ運動や利用者の指導を展開するものとする。
- (2) 自然に親しみ、健全な野外レクリエーションを促進するための基地として休暇村の活用を図り、休暇村の活動への適切な指導及び協力を行うものとする。
- (3) 民間の事業者等が、主体的に自然解説及び利用者の指導を行うよう、必要な指導及び協力を図るものとする。
- (4) 自然公園指導員との綿密な情報交換を図る等、指導員の活動への適切な指導及び協力を図るものとする。
- (5) よりきめの細かい利用指導及び自然保護思想の普及のため、自然公園指導員の積極的な活動の推進及びパークボランティアの育成を図るものとする。
- (6) 五色沼東及び浄土平のビジターセンターを、磐梯吾妻・猪苗代地域における自然情報及び利用情報の収集及び発信の拠点施設とし、一層の充実を図るものとする。

2 利用者の誘導、規制

(1) キャンプ指定地の検討

自然環境の保護、適正な利用への誘導、良好な利用環境の確保等のため、キャンプ指定地の設定、公衆便所の設置、その管理体制等について関係機関、地元、登山関係団体等と検討を進めるものとする。

(2) スノーモービル

スノーモービルの乗り入れについては、野生生物の保護上及び静穏を保つ上で障害となる恐れが大きいため、次に該当する場合は行わないよう指導するものとする。

ア 高山植物群落、湿原等貴重かつ脆弱な植生に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

イ 野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域に乗り入れる場合

ウ 騒音により利用環境が損なわれる場合

エ その他当該地域の自然環境に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

(3) 自動車利用適正化対策（マイカー規制）の実施

マイカー利用の過剰な集中により、利用圧が増大し、湿原植生の破壊、土壌浸食、排気ガス、騒音等野生動植物への影響が懸念される雄国沼地区において、自然環境の保全及び快適な利用環境の確保を図るため、マイカー規制、利用の平準化対策等利用適正化のための措置を講じるものとする。

第6 地域の美化修景に関する事項

以下の美化清掃団体が、環境省、県とともに清掃を実施している。今後とも、清掃活動が適切に行われるよう協力を要請するものとする。

○ 福島県自然公園清掃協議会

支 部 名	重 点 清 掃 地 域
裏 磐 梯	五色沼、桧原湖周辺
吾妻スカイライン	浄土平周辺及び安達太良山
猪 苗 代	猪 苗 代 湖 周 辺

○ 山形県自然公園等保全整備促進協議会

重 点 清 掃 地 域
吾 妻 ・ 飯 豊

この活動に加え、次の方針により地域の美化清掃の推進が図られるよう関係者に協力を求めるものとする。

- (1) キャンペーン等によるゴミの持ち帰り運動の推進
- (2) ボランティア団体の育成及び既存ボランティア団体への援助
- (3) 適切な管理及び回収が可能な場所以外のクズカゴの撤去
- (3) 車道沿線については、道路管理者による積極的な清掃の励行
- (4) 山小屋等山岳地のゴミ処理については、原則として山から搬出処理
- (5) 湖沼及び溪流釣り利用者への美化意識の普及啓発

第7 その他関連事項

管理計画策定後の国立公園の管理を円滑に進めるに当たっては、各行政機関相互の連絡調整を図り、関係団体の協力を得ることとし、「磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域連絡会議（仮称）」を設置し、年1回程度開催するものとする。

追 補

1 管理計画検討会名簿

(検討員)

千葉大学園芸学部教授	油 井 正 昭
福島県植物研究会会長	樋 口 利 雄
福島県山岳連盟会長	西 関 良 光

(関係行政機関等)

林野庁秋田営林局	米沢森林管理センター所長
林野庁前橋営林局	喜 多 方 営 林 署 長
	若 松 営 林 署 長
	福 島 営 林 署 長
山形県文化環境部	環 境 保 護 課 長
山 形 県	米 沢 市 長
福島県生活環境部	環 境 保 全 課 長
福 島 県	県 北 地 方 振 興 局 長
	会 津 地 方 振 興 局 長
	福 島 市 長
	二 本 松 市 長
	郡 山 市 長
	会 津 若 松 市 長
	喜 多 方 市 長
	猪 苗 代 町 長
	磐 梯 町 長
	塩 川 町 長
	北 塩 原 村 長
	大 玉 村 長

(注：検討員、関係行政機関等は検討委員会開催当時のもの)

2 管理計画検討経緯

平成 9 年 6 月 3 0 日	環自国第 2 6 9 号で管理計画作成国立公園に指定
平成 1 0 年 3 月 1 3 日	第 1 回管理計画検討会開催
平成 1 0 年 6 月 2 6 日	第 2 回管理計画検討会開催
平成 1 0 年 1 2 月 2 4 日	管理計画中央連絡会議
平成 1 1 年 3 月 2 日	第 3 回管理計画検討会開催